

令和7年度 学校における不祥事根絶に向けた対応策について

茨城県立結城第二高等学校

校長 堀川 洋

はじめに

コンプライアンスについて

一般的にコンプライアンスとは「法令遵守」を意味しますが、生徒の教育を担う我々にとってのコンプライアンスとは「法令遵守」のみならず、社会規範やルールも含めて遵守することによって生徒や保護者、地域社会などから信頼され期待に応えることです。

またそれだけではなく、法令により禁止されていないが生徒や保護者、地域社会の信頼を損なう行為は決して行わない。さらに生徒や保護者、地域社会の信頼を得る積極的行為を行っていきます。

1 人権の尊重

- (1) 人権はすべての人々が人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利であり、社会において幸福な生活を営むためには欠かすことのできない権利であることを理解しています。
- (2) 人権を尊重していく上で、教職員一人一人が自らの言動や考え方が他人を傷つけ、排除していないかを常に考えていきます。また、行動をする際は「差別をしない。させない。許さない。」という心構えで行動します。

2 体罰の禁止

- (1) 学校教育法第 11 条では、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない」と規定していることを理解しています。

- (2) 体罰とは具体的に以下のものを指すことを理解しています。

- ① 身体に対する侵害を内容とするもの(殴る、蹴る、押し倒す、物を投げる等)
- ② 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの(正座、同じ部屋に長い時間留め置く、長時間同じ姿勢を強いる等)
- ③ 生徒に対する暴言など

これらを防ぐために、体罰は時には許されるなどの必要悪を認める体質や、「力を持って問題行動を押さえる」などの指導観が学校に無いように、日頃から教職員同士が注意しあえる環境づくりをしていきます。

※本人や他の生徒、職員に危害が及ぶ場合など特に必要な場合において、体を押さえる等の行為はこれに当たらない。

3 わいせつ行為について(セクシャルハラスメントも含む)

(1)生徒に対するわいせつ行為(セクシャルハラスメント)は、生徒の教育活動全般を担う我々教職員にとって絶対にあってはならないことであり、教育に対する保護者はもちろん地域社会の期待や信頼を大きく裏切る行為であることを理解しています。

(2)わいせつ行為に対する本校での対応策は以下の通りです。

- ① 生徒への指導や相談などの場面において、1対1になることなく原則複数の教職員で対応する。また、外から見える環境を確保し、密室状態を作らない。やむを得ない場合は校長など管理職へ連絡し、指定された教室で行う。
- ② 教室、特別教室、面談室などの管理等を適正に行う。
- ③ 私的な電話、メール、SNS等でのやりとりはしない。
- ④ 生徒の身体へは、安全確保等社会通念上認められるもの以外の接触はしない。
- ⑤ 教育目的外はもちろん、教育目的でも不必要な生徒の撮影や録画をしない。
- ⑥ 教育目的外で生徒に性に関することを話題にしたり質問したりすることをしない。
- ⑦ わいせつ行為が疑われる場面、または部屋の管理や指導の方法が不適正・不適切であると感じるときは、躊躇することなく校長など管理職へ報告する。
- ⑧ 盗撮に対しては更衣室やトイレの見回りを強化し、日直と管理職で見回るようにする。また、見回りの際は赤外線センサーなどの探知機を用いる。
- ⑨ 盗撮については日頃より生徒・教員に対して、盗撮機器に関する内容などを周知させ、盗撮の防止に努める。

4 パワーハラスメントの禁止

(1)パワーハラスメントに関して、以下のことを理解しています。

パワーハラスメントとは、業務を遂行するに当たって、その労働者が当該言動の行為者に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係を背景として行われるものを指します。これには、以下の3つが挙げられます。

- ① 職務上の地位が上位の者による言動
- ② 同僚又は部下による言動で、当該言動を行うものが業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難であるもの
- ③ 同僚又は部下からの集団による行為で、これに抵抗又は拒絶することが困難であるもの

(2)前項に挙げたような、適正な業務の範囲を逸脱して行われる人権侵害行為をなくしていきます。パワーハラスメントに対する対応策としては、教職員一人一人がお互いを働く仲間として尊重しあうことが重要であることを肝に銘じるとともに、皆が協力して業務に当たれるよう、風通しの良い良好な職場を築いていきます。

5 交通法規の遵守と飲酒運転の根絶

(1)教職員として、交通法規の遵守は絶対であり、法令違反はあってはならないことであります。特に飲酒の上での運転は運転者の故意によるものであり、信用失墜行為にあたります。下記

の通り飲酒運転等を起こした場合、厳正な処分となることを理解しています。

※茨城県教育委員会「教職員の懲戒処分の指針」より抜粋

交通事故・交通法規違反関係

- (1) 飲酒運転 飲酒運転をした教職員は、免職又は停職とする。
- (2) 飲酒運転の同乗等 飲酒運転をしていることを知りながら同乗し、又は運転することを知らずながら飲酒を勧めた教職員は、免職又は停職とする。
- (3) 飲酒運転以外での交通事故等
 - ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた教職員は、免職、停職又は減給とする。この場合において、措置義務違反をした教職員は、免職又は停職とする。
 - イ 人に重大な傷害を負わせた教職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、措置義務違反をした教職員は、免職、停職又は減給とする。
 - ウ 無免許運転、著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした教職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、物の損壊に係る交通事故を起こし、措置義務違反をした教職員は、停職又は減給とする。

(2)特に飲酒運転の根絶に対して、対応策は以下の通りです。

- ① 日頃から教職員同士でコミュニケーションをとり、飲酒運転はダメなものであるということを認識する。
- ② 酒席の前に必ず酒席の幹事は参加教職員全員の帰宅手段を確認し、教頭へ報告し教頭は校長へ報告する。帰宅手段の確定していない教職員に対しては校長(または教頭)がその教職員から酒席が始まる前までに聞き取りをして、帰宅手段を確定させる。
- ③ 酒席が終了した後も管理職は教職員から帰宅手段の確認をし、職員会議などで再度飲酒運転の無いよう教職員へ促す。

6 個人情報の保護(情報セキュリティ対策)

- (1)個人情報とは住所、氏名、年齢、職業及び収入など個人に関する情報で、個人の特定が識別されるものをいいます。教職員などの教育公務員は、職務上知りえた個人情報を他人に知らせたり、目的外に使用しないことを常に忘れません。
- (2)個人情報の保護(情報セキュリティ)についての対応策は以下の通りです。
 - ① 業務以外のメール発信やHPの閲覧などは行わない。
 - ② パスワードは他人に知られないように厳重に管理するとともに、定期的にパスワードの変更を行う。
 - ③ 職場内の情報を記録した媒体やパソコン本体等を校外へ持ち出すことをしない。
 - ④ 私用のパソコンや周辺機器などを職場のネットワークに接続して使用しない。
 - ⑤ 未許可ソフトのインストールをしない。
 - ⑥ 職場のパソコンをウイルスなどから守るため、定期的にアップデートを実施する。
 - ⑦ 生徒に関する個人情報(環境調査票など)は鍵のついた場所へ保管し、閲覧するときは管理職から許可を得る。

最後に

本校では以上のような取り組みを通して不祥事を根絶し、生徒や保護者の皆様はもちろんのこと、地域社会からの信頼を得られるような学校経営をこれからも目指し、推進していきます。